

法定伝染病と出席停止について

逗子幼稚園
第二逗子幼稚園

園生活は幼児の集団生活の場ですから、伝染病については特に配慮が必要です。下記のような法定伝染病にかかり「出席停止」を行う目的は、他人への感染が起こりやすい間は園生活を控えさせることです。また集団生活の場への出席を遠慮するのが社会的なマナーとされる期間であり、何よりも優先したい本人の健康回復の観点からは“病気の悪化や合併症予防のために療養の必要がある時期”でもあります。以上のことからお子様の健康状態をよく確認して頂き、医師に治癒したとの診断を受けるまで登園はできませんのでご承知下さい。

種	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ熱・ラッサ熱 シフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS）・急性灰白髄炎（ポリオ）・鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで （医師の許可があるまで）
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）が経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消滅するまで、また5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。

種	病名	出席停止の基準
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎（O-157）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第3種 その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可能。
	ウィルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登園可能。 B型・C型：無症状病原体保有者は登校可能
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。治癒期は全体状態が改善すれば登園可。
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登園可能。
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。治癒期は全身状態が良ければ登園可能。
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態が良ければ登園可能。
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可能。
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける） 園対応：受診後適正な対処の後登園可
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）	
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける） 園対応：受診後適正な対処の後登園可	



伝染病が治癒して登園するときは、治癒届出書の提出が必要です。この治癒届出書は医師から登園の許可を得た後、保護者が必要事項を記入し署名捺印の上幼稚園へご提出下さい。また治癒届出書を使用する際は必要に応じてコピーしてお使い下さい。